

国分寺市まちづくり条例施行規則における国分寺駅周辺の道路について  
及び道路構造の制定について

- 1 規則別表第3の1の項第5号アに規定する「国分寺駅周辺の道路」とは別図第1のとおりとする。
- 2 規則別表第3の1の項第2号キに規定する「別に定める基準」とは、都の道路工事設計基準を標準とすることとし、舗装、路面排水、歩道切り下げ等の詳細については道路管理者の指示に従うこと。